

◆介護保険によるサービスにかかったお金（介護保険給付費）の内訳

サービスの種類		サービスの内容	支出額	
施設に入所して受けるサービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で自宅での介護が困難なかが入所し、介護などの日常生活の世話、機能訓練、健康管理などが受けられます。	3億8,722万円	5億7,287万円
	介護老人保健施設（老人保健施設）	病気やけがなどの治療後、リハビリテーションなどを必要とするかが入所し、医学的管理下における、介護、看護、リハビリテーションなどが受けられます。	1億6,673万円	
	介護療養型医療施設	長期にわたって療養が必要なかが入所し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話、リハビリテーションなどが受けられます。	1,892万円	
自宅や通いで受けるサービス	訪問介護	ホームヘルパーが訪問して入浴、排泄、食事などの介護を行います。	4,888万円	5億6,190万円
	訪問入浴介護	浴槽を積んだ浴槽車が自宅を訪問し、入浴サービスを行います。	291万円	
	訪問看護	看護師などが自宅を訪問し、看護などを行います。	2,584万円	
	訪問リハビリテーション	専門職が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。	2,593万円	
	通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどに通い、入浴・食事の提供などの介護が受けられます。	1億6,393万円	
	通所リハビリテーション	介護老人保健施設などに通い、リハビリテーションが受けられます。	6,571万円	
	福祉用具貸与	貸与の対象として定められた福祉用具の貸付が受けられます。	3,162万円	
	短期入所介護（ショートステイ）	特別養護老人ホームや老人保健施設などに短期間入所し、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練が受けられます。	1億894万円	
	居宅介護支援	ケアマネジャーが利用計画の作成などのケアマネジメントを行います。（利用者負担なし）	6,807万円	
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが療養上の管理や指導を行います。	686万円	
	特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどで入浴、排泄、食事などの介護が受けられます。	846万円	
福祉用具購入費 住宅改修費	保険対象となる福祉用具の購入や住宅改修を行い、後で費用の9割の払い戻しを受けます（住宅改修は事前の申請が必要です）。	475万円		
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症のかたが共同生活をする住居において、入浴、排泄、食事などの介護が受けられます。	868万円	2,583万円
	認知症対応型通所介護	認知症のかたがデイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事などの介護が受けられます。	1,715万円	
その他	高額介護サービス費	1カ月の利用者負担額が、一定の上限額（15,000円～37,200円）を超えた場合、超えた分が払い戻されます（払い戻しを受けるためには初回時のみ申請が必要です）。	1,646万円	7,298万円
	高額医療合算介護サービス費	1年間（8月から翌年7月まで）の利用者負担額と、医療の自己負担額の合計が、一定の上限額（190,000円～1,260,000円）を超えた場合、超えた分が払い戻されます。（払い戻しを受けるためには申請が必要です）。	18万円	
	特定入所者介護サービス費	施設サービス等を利用する際の食費及び居住（滞在）費について、負担が重くならないよう、世帯状況や所得状況などに応じて自己負担の限度額が設けられます。施設が定めた食費及び居住（滞在）費のうち、利用者は限度額までを負担いただきます。それを超えた分は介護保険から支給されます。（自己負担の限度額の適用を受けるためには申請が必要です）。	5,452万円	
	審査支払手数料	介護サービス事業者からの請求などの審査・支払いなどに関する事務を国保連合会に委託しており、その手数料を支払います。	182万円	
合 計			12億3,358万円	

■介護保険に関するご意見、お問い合わせ 健康福祉課介護保険係（☎86-0213）

■介護保険料に関するお問い合わせ 税務出納課町民税係（☎85-6132）